

磐田市立総合病院広告掲載規程

(趣旨)

第1条 この規程は、磐田市立総合病院（以下「病院」という。）の新たな財源の確保及び地域経済の活性化を図るため、病院の資産を有料広告の媒体として活用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載の基準)

第2条 広告媒体に掲載する広告は、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

(1) 次に掲げる業種又は事業者に係るもの

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)

第2条に規定する営業に該当するもの及びこれに類するもの

イ 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業に該当するもの

ウ 市に納付すべき税を滞納しているもの

エ その他広告媒体に掲載する業種又は事業者として不適当であると病院事業管理者(以下「管理者」という。)が認めるもの

(2) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(4) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの

(5) 政治性又は宗教性のあるもの

(6) 社会問題についての主義主張に係るもの

(7) 個人又は法人の名刺広告

(8) 美観風致を害するおそれがあるもの

(9) その他広告媒体に掲載する広告として不適当であると管理者が認めるもの

(広告媒体の種類)

第3条 広告掲載を行う広告媒体は、次に掲げる病院の資産のうち、広告掲載が可能なものとする。

(1) 病院の印刷物

(2) 病院のホームページ

(3) その他広告媒体として活用可能な病院の資産

2 病院は、広告媒体として活用可能なものについては、広告の掲載に努めるものとする。
(広告掲載の優先順位)

第4条 掲載する広告の順位は、次に掲げるとおりとする。ただし、広告掲載料を定めずに広告を募集する場合は、この限りではない。

- (1) 市内に事業所を有するものの広告
- (2) 前号に掲げる広告以外の広告

2 前項本文の規定にかかわらず、広告媒体を所管する課は、別に広告掲載する広告の順位を定めることができるものとする。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、掲載位置、掲載料及び掲載期間その他掲載に関し必要な事項は、当該広告媒体を所管する課において定めるものとする。

2 前項の規定により定める掲載料は、類似広告の市場価格等を勘案し、決定するものとする。

(広告の募集方法)

第6条 広告の募集は、公募とし、広報いわた又は病院のホームページに掲載すること等により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、公募によらず、広告主になりうる者への案内又は広告会社への広告掲載の募集の委託により、広告の募集を行うことができる。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載を希望するものは、磐田市立総合病院広告掲載申込書(様式第1号)に広告原稿案、デザイン案等掲載しようとする広告の内容がわかるものを添えて、管理者に提出しなければならない。

2 広告原稿案、デザイン案等は、掲載希望者の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載の審査及び決定)

第8条 管理者は、前条に規定する申込書の提出があったときは、第2条に規定する基準により広告掲載の適否を審査する。

2 管理者は、前項の審査により、適当と判断された広告について掲載を決定する。この場合において、掲載希望者が広告募集の規定数を超過しているときは、次に定めるところにより決定する。

- (1) 第4条の規定による広告掲載の優先順位による。

(2) 前号の規定によっても決定することができないときは、抽選又はあらかじめ規定した方法による。

3 管理者は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、磐田市立総合病院広告掲載審査結果通知書（様式第2号）により、掲載希望者に通知しなければならない。

4 管理者は、第1項に規定する審査に当たり、疑義が生じたときは、磐田市立総合病院広告審査委員会に諮るものとする。

（審査委員会の設置）

第9条 広告の掲載に関し、次に掲げる事項の協議を行うため、磐田市立総合病院広告審査委員会（以下「審査会」という。）を置く。

(1) 前条第1項に規定する広告掲載の審査に関すること。

(2) その他広告の掲載に関すること。

2 この規程に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、別に定める。

（広告掲載料の納付）

第10条 広告掲載の決定を受けたもの（以下「広告主」という。）は、管理者が指定する期日までに、広告掲載料を一括納付するものとする。

（広告掲載の取消し）

第11条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告の掲載を取り消すことができる。この場合において、これによって生じた損害に対しては、病院はその責任を負わない。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) その他管理者が広告掲載が適切でないと判断したとき。

2 管理者は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、磐田市立総合病院広告掲載取消通知書（様式第3号）により、広告主に通知しなければならない。

（広告掲載料の返還）

第12条 広告掲載料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 広告主の責に帰さない事由により広告を掲載することができなくなったとき。

(2) その他管理者が特に返還する必要があると認めたとき。

（広告主の責務）

第13条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、管理者に対して保証するものとする。

3 第三者から、病院に対して、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の自らの責任及び負担において解決するものとする。

(物品による受入れ)

第14条 管理者は、広告の掲載希望者が作成する封筒その他の広告が掲載された物品を受け入れることができる。

2 前項の規定による物品の受入れについては、管理者がその可否を決定するものとする。

3 第1項の規定による物品の受入れについては、公募により行うことができる。この場合においては、この規程の規定を準用する。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、公示の日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

磐田市立総合病院広告掲載申込書

年 月 日

磐田市病院事業管理者

住所又は所在地

氏名又は名称



下記のとおり磐田市立総合病院

の広告の掲載を申し込みます。

記

- 1 広告の内容
- 2 業種
- 3 添付資料
- 4 申込者連絡先

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

申込者の氏名又は名称 様

磐田市病院事業管理者



磐田市立総合病院広告掲載審査結果通知書

年 月 日付で申し込みのあった磐田市立総合病院 の
広告掲載の可否について、下記のとおり審査結果を通知します。

記

- 1 広告の内容
- 2 広告掲載の可否（否の場合はその理由）
- 3 広告掲載期間
- 4 広告掲載料
- 5 広告掲載料の納入方法
- 6 磐田市立総合病院広告掲載規程（及び磐田病院立総合病院広告掲載基準）を遵守すること。

様式第3号（第11条関係）

第 号
年 月 日

広告主の氏名又は名称 様

磐田市病院事業管理者



磐田市立総合病院広告掲載取消決定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した磐田市立総合病院
の広告の掲載について、下記の理由により取消すことを決定したので通知し
ます。

記

- 1 広告の内容
- 2 取消理由